

議会ポスト 意見等への回答

作成日：平成27年7月21日

作成者：上越市議会議長

寄せられた意見等

本年10月1日より改定予定の上越市のスポーツ施設の使用料金の原案を見て、施設管理者の立場として疑問に思った事項がありますのでご配慮頂きたい意見とします。

疑問に思った事項

上越市以外の使用者の使用料金は既定の200%とする項

なぜ疑問に思うのか

1. この案では夏休みにおける上越市外の大学等の合宿使用者に2倍の料金を請求することになる。その結果上越市に対するイメージが悪くなる。

合宿の場合、体育施設の使用料金よりも宿泊の料金の方がはるかに大きい。体育施設の使用料金を2倍にするより、逆に上越市の宿泊施設を利用した場合に、体育施設の使用料金を割引くというほうが、トータルとして上越市に恩恵があるのでは？

わずかな料金収入アップに比べ失うものの方が大きいと思わざるを得ない。

イメージを高めることは楽ではないが、悪いイメージを与えることは簡単。

上越市は北陸新幹線開通により観光に力を入れていると思われるが、観光は温泉、レジャー施設に呼び込むだけが観光ではない。今回のような対応は、それに逆行する処置と思われる。

2. この案では、妙高市在住の方も200%となるが、新幹線の駅名も上越妙高駅としていのように、上越市と妙高市は一体となって今後の観光等の事業を進めていかなければならない関係にあるのに、さもよそ者のように2倍の料金を請求するのはいかなものか。妙高市にかかわらず、他の自治体も同じようなもの。

3. 上杉謙信は戦で勝っても他国に領地を求めることはなかった。直江兼続も同じようなもの。だからこそ、その精神に全国的に信奉者が多い。なのに時代が変わって上越市になったら市外のものというだけで2倍の料金を請求するのか。

4. 財政不足のせいか施設管理で必要とされる補修もままならない状態で、2階の窓ガラスも蜘蛛の巣がはびこっている状態であるのに、2倍の料金を請求するのか。

以上の理由から、200%の附帯事項を削除した方が上越市の利益に貢献するものと考ええる。

回 答

市外利用者に係る施設使用料の設定に関するご意見をいただき、ありがとうございます。

市では、第4次上越市行政改革推進計画に掲げた「受益者負担の適正化」を図る観点から、施設使用料の見直しを進めています。

先の3月定例会では、74施設の使用料の増額改定と、189施設について、市内に住所を有しない個人や事務所等を有しない団体の使用料を定額の200%とする新たな料金体系が提案され、市議会としてそれぞれ可決したところです。

市外利用者の使用料を設ける理由として、施設整備費や維持管理経費に一定の税金が投入されていること、利用状況からみて、市民以外の利用者が利用する場合に、市民の利用が制約されている事例もあることから、市民と市民以外の利用者の使用料を区分することとしたとしています。この方針は、有識者と施設利用者、施設管理者、公募市民などからなる「上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」において検討されたものと承知しています。

いただいたご意見に対する議会の考えは、以下のとおりです。

1. 市外の大学等による合宿利用への影響について

今回の施設使用料の改定により、市外の大学等が合宿で体育施設を使用する場合、今年の10月以降は、これまでの2倍の使用料がかかります。これにより合宿での使用が減少するかどうか、また、市に対するイメージが悪化するかどうかは、現時点では不明であるため、今後の推移を注視してまいります。ご指摘のとおり、一度失ったイメージを再び高めることは難しいことから、イメージを高める取組は、常に求められるものと認識しています。また、宿泊利用に関連付けた取り組み、例えば、宿泊者に係る施設使用料を割り引いたり、施設を使用した場合に宿泊料金を割り引いたりする取り組みは、施設の利用拡大に有効と考えられることから、ニーズや実現可能性などを、議会としても研究してまいります。

2. 近隣市との連携事業等への影響について

今回の施設使用料の改定は、施設の維持管理に一定の税金が投入されていることなどに鑑み、施設利用者を市民と市外利用者に区分して整理されたものです。従って、近隣市の住民であっても市外の住民であれば、定額の2倍の使用料がかかります。今回の改定理由からすると、近隣市の住民だからという理由で対象から除くのは妥当とは言えません。市では、北陸新幹線上越妙高駅の開業を契機に、妙高市、柏崎市、十日町市、佐渡市の近隣5市と連携し、「越五の国」と銘打って地域の魅力を発信する取り組みを進めています。観光をはじめ、産業や教育、移住定住などの取り組みに効果が期待される所です。今回の施設使用料の改定が近隣市との連携事業に与える影響は限定的と思われませんが、今後、近隣市との連携はますます重要になってくることから、多分野における連携を模索し、研究してまいります。

3. 上杉謙信の精神はどこへいったのか。

体育施設などの公の施設は、地方自治法の中で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされています。公の施設の利用者は、第1に市民です。今回の使用料改定は、市外の利用者に特別な負担を強いるのが目的ではなく、本来の施設利用者である市民に過度の負担が掛からないように、また、利用しやすいように行うものです。議会としては、この考え方に一定の理解を示し、使用料改定を可決しましたが、今後の市民及び市外利用者の利用状況を注視してまいります。

4. 施設の補修は行わず、使用料だけ値上げするのはいかがか。

破汚損が目立つ施設は、利用者にとって決して心地よいものではありません。先にご指摘いただいたように、施設に対するイメージの悪化は、その後の利用に大きな影響があるものと認識しております。一方、市では、各種整備計画を策定し、限られた財源の中で、事業の優先度に基づき真に必要な事業を実施することとしています。限られた財源という制約はありますが、最低限の施設の補修、清掃等は、施設の維持管理に欠かせないものです。今回の使用料改定は、今後も施設を適正に維持管理していくために実施するものであり、値上げだけして補修は行わないということにはならないと思っています。施設を担当している所管課にご相談ください。